

WORLD BASS SOCIETY PRO-TEAM TOURNAMENT

ルールブック第7版

2021年1月26日作成

W.B.S.が開催するトーナメントは、このルールブックに従い運営される。

ここに掲載されるルール及び解説、マップは「次代の要求・フィールドの変化・法律・条例など」により変更される。

W.B.S.本部はこのルールブック及びマップに則り、公明正大にトーナメントの運営に携わる。

メンバーはこれを、熟読・理解し、トーナメント中はこれを常に携帯しなくてはならない。

ルール及びルール解説の追加・削除が行われた場合は、速やかに各選手に通達する。

通達を受けずに変更されたルールによって、選手が不利益を被った場合、本人の過失がないことを証明すれば、そのルール変更を拒否することができる。

CONTENTS

頁	
1	第1条：参加資格
1	第2条：スポーツマンシップ
2	第3条：エントリーフィーの支払い
2	第4条：プラクティス
2	第5条：集合・受付
3	第6条：安全・航行
4	第7条：禁止事項
4	第8条：タックル及び道具
4	第9条：ボート及びモーター
5	第10条：ライブウェル
5	船外機使用について
6	第11条：パートナー
6	第12条：立入禁止エリア
7	第13条：スタート・帰着
7	第14条：ウェイイン
8	第15条：デッドフィッシュ
8	遊漁証認証（遊漁券）について
9	第16条：その他
9	船舶保険の加入について
10	第17条：タイスコア
10	第18条：パッチ&ウェア
10	第19条：退会
11	第20条：パートナーへの制限
11	第21条：異議の申し立て
11	第22条：特例措置
12	第23条：ルールの変更
12	第24条：代表の罷免・更迭
12	ペナルティーと年間成績について
12	エリアとスポットについて
13	土浦新港・周辺図
13	北浦・常陸利根のローカルルール
13	流入河川等における走行規制
14	トーナメント MAP
16	主なペナルティー

【第1条：参加資格】

①トーナメントの第一目的は、プロアングラーの育成と相互の親睦を図るものである。更にバスとバスフィッシング、プロバストーナメントの社会的認知を目指すものである。参加できるアングラーは特例を除き、World Bass Society (以下 W.B.S.とする)のプロフェッショナルメンバーのみである。

・プロメンバー登録には、全権利を有するA登録、パートナーとして同船するB登録がある。

・B登録のメンバーは年間成績において、A登録選手とは別枠で成績が発表される。

②プロメンバー (B登録メンバーを含む) の参加条件は「18歳以上、2級小型船舶操縦士以上の資格を有する」者とする。

・18歳以上・2級小型船舶操縦士以上の資格を義務

務付けるのは、試合中パートナーに不慮の事由が発生した場合、法的・技術的に安全且つ迅速な対応ができると考えるからである。

・日本国籍を持たない等、特別な理由がある場合は本部の要請で出場資格を与える場合もある。

③W.B.S.への入会・更新は強制されるものではない。各自の判断で行ない、入会・更新を行なう際は、最新の団体規約を確認しその手続きを行う。一度入金し入会・更新した後の返金に関して、本部は応じられない。

④ボート所有者は、A・B問わず、船舶免許、船舶検査証、船舶検査手帳、運転免許証、車検証の写しを登録・更新時に各1部提出する。

【第2条：スポーツマンシップ】

①W.B.S.トーナメントに参加するプロアングラーは、常にスポーツマンとしての精神を持ち、一般アングラーの模範となる行動をしなければならない。

・模範となる行動とは、倫理・道徳心を正しく持ち、環境保全に努めるよう心掛けることである。間違っても他に迷惑をかけるような行動は行わず、プロアングラーとしての自覚をもつことが重要。

②他のアングラーやトーナメント参加者以外を排除するような行動は憤み、違反者を見逃さない「正しい態度」を保たなくてはならない。正しい態度とは、ルールおよびレギュレーション違反者を見つけた場合、当人に通告を行い、トーナメント終了までに本部に報告することである。

・違反者を見逃す、通達を怠るなどの行為が認められた場合は失格とする。トーナメント中に違反者を見つけた場合は、できる限りその場で本人に通告を行ない、帰着後、速やかに本部に報告しなければならない。公式プラクティス時も同様である。

②釣りの最中アングラー同士は、トーナメントの参加・不参加を問わず、当事者間の了解なく30m以内に近づいてはならない。

③トーナメントの間は、何人からもアドバイスやアシストを受けてはならない。

【第3条：エントリーフィーの支払】

①エントリーフィーの支払、エントリーフォームの送信は、申し込み締切日までに本人が完了させる。

・締切は「締切該当日の 24時迄」。これを過ぎた場合、本部は一切応じられない。ただし、エントリーフィーの着金は事務局に連絡した者のみ翌日午前中まで可能。また、エントリーフォームの記載不備等があった場合は、受付を拒否される場合がある。

②一度納入されたエントリーフィーは締切後、払い戻しはされない。誤って入金した場合の返金は手数料を差し引く。

・締切直前にキャンセルした場合には、一度支払ったエントリーフィーの90%と手数料を差し引いた割合を払い戻すこととする。

【第4条：プラクティス】

①オフリミット期間は、特別の事情が発生しない限り定めない。

②プロトーナメントの前日は、オフィシャルプラクティスデイ(公式練習日)と定める。

・オフィシャルプラクティスデイとは、大会当日と同様のルールを用いて行われる練習日のことであり、W.B.S.のコンテストバンド装着の義務がある。走行に関しては、ルールブックに記載された規定に従うものとし、違反した場合には試合同様のペナルティーを課す。

③原則として W.B.S.メンバーとN制度でエントリーした者は、オフィシャルプラクティスデイに同船できる。

・オフィシャルプラクティスデイはメンバー以外と乗

船はできないが、取材等の特別な依頼を受けた場合は、本部許可のもとで乗船できるものとする。

・ここでいうメンバーとは、本年度登録プロメンバーのみとする。

・オフィシャルプラクティスデイは、トーナメントのパートナーより乗船希望がある場合、これを優先しなくてはならない。

・無許可でメンバー以外と乗船をした場合、ペナルティーとして「2kgマイナス」とする。

④オフィシャルプラクティスデイは、日の出から日没までとする。

・日没にはマリーナに戻っている事とする。違反者はペナルティーとして「1kgマイナス」となる。

【第5条：集合・受付】

①トーナメント参加者は、指定された時刻までに入場チェックを受けなければならない。尚、集合時刻に遅れた場合、ペナルティーが課せられる。

・集合時刻はホームページにて案内する。

・時刻は JST (明石標準時) を基準とする。

集合時刻に遅れた場合のペナルティーは以下参照。

※1分につき 100g のマイナス。

最大は 10分以上の遅刻で上限は 1000gとする。

・参加予定選手（BもしくはN）が、集合時刻から10分経過したにもかかわらず連絡が取れない場合、その選手は欠席とみなされ失格となる。このような状況が発生した際は、救済措置として本部で急遽パートナーを用意し、出船可能とする場合もある。

・遅刻判定の時間考察とは、1秒から60秒までを指す（集合時刻が5:00である場合、5:00:01から5:01:00までの間が、100gマイナスの対象で、時間経過と共に加算されることとなる）。

・遅刻をしなかった側の選手に対しては、当日のみペナルティーが適用され、年間成績にはこのペナルティーは反映されない。

・遅刻者にはペナルティーが年間に反映される。

【第6条：安全・航行】

①トーナメントをより安全に行うために、アングラーは必ず安全規格（JCI またはコーストガード）を通過したライフジャケットを使用し、乗船から帰着後上陸するまで常に着用を義務付ける。また手動膨張を不可とし、桜マークのあるタイプAの自動膨張式または浮力体入りとする。ライフジャケットのチェックおよびボンベの確認は、不定期に行うことがある。

・乗船時には、ライフジャケットの着用を義務付ける。安全上、ジッパー・ストラップ等はきちんと着用し、キルスイッチも必ず装着しなければならない。

②トーナメントエリアには安全上の理由から、安定低速走行、スロー、及びデッドスローエリアの規定が設けられ、これらの規定を無視して走行した場合、チームに対してペナルティーが課せられ、年間記録に反映する。

・走行規制（速度）に関するものは定義されている区域と、季節や当日の状況によって流動的に設定さ

・遅刻者はフライトに関係なく、最終スタート者より遅刻の時間分を遅らせたスタートとなる。

・【例】選手Bが8分遅刻した時には、チームで4500gをウェインした場合 $100\text{g} \times 8\text{分} = 800\text{g}$
 $4500\text{g} - 800\text{g} = 3700\text{g}$

選手A 遅刻なし 当日 3700g 年間記録 4500g

選手B 遅刻 8分 当日 3700g 年間記録 3700g

・組み合わせられたチームは連絡を密に取り、集合時刻に遅れないよう互いに努力・協力しなくてはならない。集合時刻に遅れると判断した選手は、パートナーと本部に速やかに連絡しなければならない。これを怠ると失格となる。

れる区域があり、基本的にスタートエリア、及び港内はデッドスローエリアとされる。

・安定低速走行の定義は、プレーニングできる最低の速度とする。

・スロー走行の定義はボートのバウ（船首）を上げず、目安としては1000～1500回転程度をスロー走行とする。

・アイドリング状態での走行を、デッドスロー走行とする。

・上記指定エリアでは、追い越しの行為は禁止とする。但し、前を走行するチームが許可をすればこの限りではない。

③試合中止と延期については、以下に定める。

・中止・延期の判断は会場にて行うものとする。

・集合時の風速が8m以上の場合は待機とする。

【第7条：禁止事項】

①禁止事項に抵触した者は、その該当日の当日のみ失格となる。

②トーナメント中の携帯電話使用は、主に釣りに関わる情報収集（通話、メール、SNS閲覧・投稿）を禁止とする。止むを得ない場合は許可とする。

・携帯電話使用の止むを得ない場合とは、本部への緊急連絡・許可確認・仕事関連・訃報等である。ま

たそれ以外の事象でも、本部許可のもと可能となるケースがある。

③トーナメント中のアルコール摂取は禁止とする。

・トーナメントに酒気帯び状態で参加はできない。前日、及び期間中の自己管理を求めるものとする。これが明らかとなった場合、＜第19条-②＞と同様の処分とする。

【第8条 タックル及び道具】

①ライブベイト及び餌とみなされるものの使用を禁止する。但し、ポークストリップ・ラインド類は除く。

②ロッドの長さは現状8フィートまでとし、同時に複数のタックルを使用してはならない。

・使用可能なタックルはルアーのみとし、フライは使用できない。ルアーの後方にフライを繋ぐ等のリグは禁止とする。タックル規定に違反すると失格となる。

・現行では8フィートまでだが、変更の可能性がある。また、置き竿を含む2つのタックルを同時に使用すると失格となる。

③トローリングは禁止。ドラッグングは可とする。

・ドラッグングの定義は、必ずエレキを使用する事

とし、エンジンを使用した場合はトローリングとみなされる。

・強風や流れ等の理由でエンジンを使用しての釣りも認められるが、この場合操船者は釣りができないものとする。

④ギャフ及びネット類の使用を禁止する。

・ランディングネットは、鯉やキャットフィッシュ等に対応する、または安全のために準備・使用することは認められる。万一、トーナメントの対象魚であるバスにランディングネットを使用した場合は、その魚は無効となり、直ちにリリースしなくてはならない。これをライブウェルに入れた場合は失格となる。ギャフは魚種を問わず使用禁止。

【第9条：ボート及びモーター】

①ボートは船検に通っていることを前提とし、制限されている馬力以上のエンジンや、船検切れのものは使用できない。オフィシャルプラクティスデイも同様である。

・船検証に記載されている馬力以上の装備は禁止である。また、トーナメントエリアに制限がある場合はこれに従う。

・スタート後に何らかのトラブルが生じて、ボートを

交換する場合は、スタート地点以外ではこれを認めない。

・交換で持ち込んだボートに関し、再度ボートチェックをオフィシャルに申請しなくてはならない。これを怠ると失格となる。

②エンジンの最小馬力は 70HPとし、船検証・法定備品は確実に装備し、番号等の法律で定められた物は見やすい場所へ貼付しなくてはならない。

・事情により「臨航許可」の場合でもトーナメント参加は可能である。この場合臨航許可証を提示すること。

③W.B.S.のトーナメントに参加するボートは、オフィシャルのコンテストバンドかエンジンカバーを装着しなければならない。

・オフィシャルのコンテストバンドまたはエンジンカバーを、公式プラクティスおよびトーナメントの間、船体のエンジンに必ず装備しなくてはならない。またコンテストバンドは常に船に携行し緊急時には、赤（またはオレンジ）の側を表にして装着する。それ

【第 10 条：ライブウェル】

①基本的には 40 リットル以上の容積のあるライブウェルと、水を循環させる為のリサーキュレーターリサーキュレーターの装備が必須である。

・リサーキュレーターは必須であるが、万一故障し

によりトラブルの発生を周囲のメンバーに、知らせることができる。

・意図的にトーナメントの最中に外す行為や、不備があった際には、失格となる場合がある。走行中に誤って紛失した場合は速やかに本部に連絡をすること。

④トーナメントに参加する全てのボートは、ボート保険に加入することを本部では強く推奨する。※車両保険と同じ扱いである。

・保険に関して、特に種類は問わないが、事故に対する損害賠償責任に重きをおいたものを推奨する。事故が起きた際に本部は、その責任の一切を免責されるものとする。

・対象となる保険証の写しを年に一度、本部に提出すること。

⑤スタート前に、オフィシャルによるライブウェルチェックを受けなければならない。

た場合、条件を満たした装備での一時的な代用を認める。

・バスを守るために選手は最大限の努力を惜しんではならない。

船外機使用について

バスボートの船外機に関しては、日本国内の法律に則った物を使用する事とし、霞ヶ浦の自然環境保全、水質浄化、公衆衛生等を考え、

使用する船外機を 4 サイクル及び低公害環境配慮型にすることを推奨します。

【第11条：パートナー】

①パートナーは、本部の厳選なる抽選によって決定される。これはトーナメントの信頼性の向上、及び不正防止をはかるためであり、アングラー同士の連帯感や親睦を深めるためである。

・パートナー抽選は公開制とし、希望者は、抽選の日時、及び場所を、事前に本部に確認して見学することができる。

・パートナーは、同シーズン中に同じ者が組み合わせられることはないが、不意の欠席等の理由によるチームが編成された場合はこの限りではない。一度決定したパートナーを交代することはできない。

・組み合わせ発表は、申し込み締切日後の水曜日とする。

②パートナーが決定してから当日までの期間にBプロがキャンセルした場合、欠席者は本部に対し一定額の損害賠償金を支払う。上記のことが発生した場合、パートナーを失ったAプロに対し、パートナー探しに最大限努めるが、パートナーがみつからなかった場合、出場できなくなる。

・上記の事例と同様のことが2チーム発生した際に

は、この該当者兩名をチームとして急遽組み合わせ、出船可能にする場合がある。

③理由の如何にかかわらずトーナメントの当日にAプロもしくはBプロが欠席となり、そのパートナーがトーナメントに参加できない場合、欠席者は本部に対し損害賠償を支払うものとする。その他救済措置として出場の特例を設ける場合がある。

・不慮の事件・事故・急病等で集合時刻前に連絡が入り、更にそのパートナーに非がないと判断された際には、特別救済措置を発動し、オフィシャルスタッフと組み合わせてノンペナルティーで出場できる場合がある。

②パートナーはチェックアウトからチェックイン、更にウェインが終了するまで共に行動するものとする。

・パートナーの発表後、互いに連絡を密に取り合う必要がある。遅刻・ルール違反等が発生した際は、チーム内両者の責任になる。

【第12条：禁止エリア】 禁止エリアについてはP.14のマップも参照のこと

①立入禁止エリアは、ルールブック及びマップを必ず確認し、熟知しなくてはならない。

・立入禁止エリアに関する情報は、ルールブック及びマップや現地を確認し、自らで特例措置や緊急措置の有無等情報収拾に努めなければならない。

②スタートエリアは基本エリア外とし、イケス、及び漁網等の禁止区域に関しては、マップに定める。

・荒天やエンジントラブル等の理由により、やむを得ず禁止エリアに立ち入る場合、第9条で示された通りコンテストバンドを裏返して装着し、本部に必ず報告しなくてはならない。

・トーナメント中、エリア外・禁止エリアで釣りをした場合は失格となる。

③2日以上の大大会では、荒天等の理由で初日のトーナメントが中止となり、その翌日・翌々日がトーナメ

ントの該当日だった場合、そのエリア内での釣りを全面禁止とする。

【第 13 条：スタート・帰着】

①トーナメントの安全且つスムーズなスタートを行うために、フライトを数回に分けて行う。各フライトのスタート間隔は、1stフライトのスタート時刻にあわせ、以降15分ごとにスタートを行う。

・フライトは基本的に2～3フライトに分けて行なう。参加人数等により変更される事もある。

②スタート前にボートおよびパートナーのチェックを行いゼッケンを確認する。スタートは、オフィシャルの号令によって行われる。帰着はゼッケンをオフィシャルが確認したときに完了とする。

・帰着時間は、ゼッケンの提示をオフィシャルスタッフを確認した時刻を帰着時間とする。

③スタートのプレーン位置は、所定の場所から行う。土浦新港の場合、左に灯台、右にケアパレス・ナヴァーレの建物を越えてから。潮来マリーナは所定の位置に設置したブイを越えてからとなる。また原則として船舶は右側通行のため、灯台側からスタートをしてはいけない。

【第 14 条：ウェイン】

①トーナメントの順位は、試合期間中の合計重量で決定される。

・検量はオフィシャルの手によって行なわれる。

②対象魚はバスに限り、1日5尾の重量によって競われる。キーパーサイズは 30cm 以上とし、本部が使用するメジャーによって計測される。

・長さの測定法は「バスの口を完全に閉じ、尾を閉

④スタート・帰着共に、遅れた場合はペナルティーが課せられる。

・同フライトの他チームがスタート地点に集合しているにも係わらず、何らかの理由で遅れているチームは、そのフライト順に係わらず各フライトの最後にまわされる。

・帰着に遅れた場合、1分毎に 500g をトータルウェイトからマイナスされ、15 分を超えて遅れた場合は失格となる。

・帰着の遅刻判定の時間考察は、前出<第5条>と同様とする。

・チェックイン確認担当のオフィシャルスタッフがスタンバイをする前に、帰着を行なった選手は本部に自ら帰着を申告しなくてはならない。これを怠ると、失格となる。

・スタート順を間違えた場合、マイナス1kgとする。

じた状態」で規定ラインに触れればキーパーサイズとする。またフィッシュチェックのためにオフィシャルに提出したバスは、フィッシュチェック終了まで選手はその魚体に触れることができない。

・バッグリミットは5尾で、6尾を超えてバスをライブウェル内に入れることは認められない。但し入れ替え作業の時のみ、ライブウェル内に一時的に6尾のバスを入れることは認められる。これはバスを保護する目的によるものである。

・但し、6尾をキープした状態で2名で釣りを続ける、また移動する等の行為は認められない。ペナルティーの対象となる。

③30cm 未満のバスを持ち込んだ場合、また定数以上のバスを持ちこんだ場合は検量外としたうえで、ペナルティー（1尾につき-500g）が課せられる。

・帰着後ランチング前に、ライブウェル内を再度確認し、キーパーサイズに満たない魚をリリースする事は認められる。但しこの場合、オフィシャルスタッフの確認のもとで必ず行わなくてはならない。怠ると失格となることがある。

・帰着後のリミットオーバーのリリースはそれがノンキーパーであってもできない。これを行なうと失格と

なる。

④ウエイトが記入されたスコアシートに、チームのうちどちらかの確認サイン（自署）が必要である。但し、0gのスコアの場合は不要。

・サインは、そこに記入されたウエイトを確認・了承するもので、選手のサインがない場合、スコアが無効となる。0gのスコアの場合は不要。

・スコアカードの改ざんは無条件で失格となる。またスコアに書かれたウエイトに異議がある場合、大会の表彰式開始前までにスコアカードの控えを持参し本部へ申告すること。それがなかった場合は記録になる。

【第 15 条 デッドフィッシュ】

①デッドフィッシュに関する判定は以下の通り。またこれを検量に持ち込んだ場合、ペナルティーが課せられる。なお、デッドフィッシュにはビッグフィッシュの権利は与えられない。さらに、デッドフィッシュのみのウエインは匹数に関わらず認めない。

・死魚の判定法は、生命反応の有無にて行なう。この判定はトーナメントディレクターによって行なわれる。

・死魚に関して、1尾ごとにマイナス500gが課せられる。4尾以上をデッドフィッシュとした場合は失格。また、尾数に関わらずデッドフィッシュを出した場合は、課金ペナルティー1万円。

②入れ替え等により本来リリースされるべきバスがデッドフィッシュとなった場合、或いは 100%生存が不可能であると判断された場合、キーパー・ノンキーパーにかかわらず必ずこれを持ち帰り、本部に報告しなくてはならない。これを怠った場合も、ペナルティーが課せられる。

・死魚は必ず本人が責任をもって処分する。これは湖中に死魚を残さないための配慮である。万一、キーパーがデッドフィッシュとなった場合は必ずキープし検量対象とする。これを怠るとチームは失格となる。

遊漁証認証（遊漁券）について

W.B.S.では、メンバー全員に茨城県内の内水面での釣りをする場合に遊漁券の購入をお願いしています。各湖沼の漁業組合等でも購入できますが、W.B.S.でも販売しております。お持ちでない

場合はメール等で事務局までご連絡ください。大会会場等でお渡しいたします。また、土浦周辺の釣具屋さんで購入出来るところもあります。

【第 16 条：その他】

①万一のアクシデントや天候の急変等で、ボートによるチェックインができない場合、必ず本部に連絡をとり、対応に努める。

・自船での帰着不可能となり、トーナメント参加中の他船に、帰着の協力依頼・要請をすべく携帯電話等で連絡をする際は、事前に本部の許可が必要。

・他船でのウェイインは、チーム内のどちらか1名が必ず魚と共に、トーナメント参加中の他船に乗船してウェイインする。但し、トータルウェイトから500gのマイナスとする。

・陸路・陸送でのウェイインは認められない。

・部外者（トーナメント参加者以外）に協力依頼ができるのは
[1]ボート、エレクトリックモーター、モーター（エンジン）を緊急に修理する必要がある場合

[2]ボートの曳航を依頼することにより自船で帰着可能な場合

[3]ボートを曳航し修理地点まで移動する場合

[4]危険回避のため、やむを得ずと判断された場合

[5]第9条にあるボートの交換に関し、交換用のボ-

ートをスタート地点に陸送を依頼する場合

※これに関しては前述の通り、本部の許可が必要。

・上記（[1]～[4]）の場合、できるかぎり詳細に状況を説明・報告を行う。無許可でこの行為を行なうと失格となる。

②表彰後ルール違反になることが発覚した場合、順位の取消および賞金などの返却を求める。

・公式ホームページなどでアップした成績等も修正される。

③その他のペナルティーに関しては、本部がその決定権を持つ。

・基本的に全てのペナルティーに対しては、トーナメントディレクターおよび本部責任者に判断が一任される。しかしトーナメントディレクターおよび本部責任者で判断がつかない場合に限り、必要と思われる人員を協議に加える要請ができる。

・想定外、及び規定外のレギュレーション違反が発生した際は、本部と選手会による審議が行なわれる。

船舶保険の加入について

ボートを所有するプロメンバーは、「船舶保険の加入」を推奨しています。トーナメントが始まる前に、これらの加入を済ませたメンバーは事務局にそのコピーを提出してください。提出

方法は都度通達致します。

【第 17 条：タイスコア】

①1位が2チーム以上の場合、フィッシュオフが行なわれる。フィッシュオフは時間制限など特別に設けられたルールによって開催される。但し、天候やタイムスケジュール等により、本部の判断で、開催が不可能とされた場合、両者優勝となる。

・フィッシュオフを行なう場合にはそれが可能か否か本部により判断される。場合によってはエリアを限定されることもある。

・2位以下にタイスコアが存在する場合は、全て同位とし、フィッシュオフは行なわれない。

・その際、順位に与えられる賞金は折半となり、副賞は同位の者同士で分配方法を検討する。例えば、2位が同ウェイトで2チームになった場合、2位と3位の賞金・賞品を合わせて両チームに与えるものとする。

【第 18 条：パッチ&ウェア】

①W.B.S.プロメンバーは、W.B.S.のオフィシャルパッチを貼付したトーナメントシャツの着用を義務付けるが、トーナメントシャツに関する定義は特にない。

・W.B.S.のオフィシャルパッチを貼付していない場合は、ステージに上がることを拒否される場合がある。その場でオフィシャルパッチを入手し、貼付すればこの限りではない。

②W.B.S.に対して、サポートを行っていないスポンサーのパッチ・デカルに対する規制は特にないが、トーナメントにかかわる写真・文章・W.B.S.のマーク等を用いて、宣伝・広告をすることはできない。

・これを行なう場合には、その年の最低サポート条件金額に5倍を掛けた金額を該当選手は納入するものとする。無許可でこの行為が行なわれた際、その選手は出場停止処分とされる。

【第 19 条：退会】

①選手は各自の意思で、いつでも退会することができる。

・但し、一旦納入された会費等の返還請求は認められない。

②意図的・計画的に不正行為を企てた場合、もしくは不正行為が認められた場合には、本部はその選手の会員資格をはく奪し、強制的に退会させることができる。強制退会処分を受けた選手は、永久追放処分となる。

・永久追放処分を受けた選手は、W.B.S.の過去の成績全てを抹消され、それまでに受けた賞金・賞品

の総額に5倍を掛けた金額を慰謝料として本部に支払わなければならない。

・W.B.S.はチームトーナメントで行なわれるため、不正行為に気づきながら報告がなかった際、そのパートナーにもこれを適用する。

・当条の処分を受けた選手には、その行為・処分に対する弁明の機会が与えられる。

③メンバーおよびオフィシャルスタッフに対する脅迫行為、スポンサー、及び当会の名誉を毀損、失墜させる言動があった場合も同様となる。

・W.B.S.選手は自分の参加する、そしてW.B.S.が開催するトーナメントのスポンサーを良き理解者・協力者として尊敬の念を擁かなければならない。それが自身をサポートしている否かは問題ではない。

【第 20 条：パートナーへの制限】

①A&Aというチームが決定された場合、どちらのボートを使用するかは、各自相談の上決定するものとする。

・両者の意見が平行線をたどった場合、コイントス等での決定をすることが望ましい。恫喝等の行為があった際には、出場停止等の措置がとられる。

②トーナメント終了後、他の選手及びパートナーに対し、その釣り場・エリアに関する情報の規制・強制などの言動を、いかなる場合においても禁止する。

・パートナーに対し、エリアに関しての情報・秘密を強制する言動が認められた場合、＜第19条-②＞と同様の処分となる。これは双方プロアングラーとしての良識のある言動をとることを常とする。

【第 21 条：異議の申し立て】

①トーナメントに参加し、ペナルティーを与えられた選手は、表彰式の前までに本部に対し、異議を申し立てることができる。

・選手より異議の申し立てを受けた場合、本部は速やかにこれを受け入れ、関係者より事情聴取を行なう等、対応に努めなくてはならない。

・裁定は迅速かつ公平正大に行なわれる。その他全ての項目に関して、判定を不服とする場合も同様である。

・異議を申し立てる選手は、その内容を書面にて行う。また、提出される文書の書式には規定を定めない。尚、表彰式が開始するとそのトーナメントは成立となる。

・再検討に参加できるのは、要請がない限りトーナメントディレクター、選手会役員、及び本人のみである。

②競技終了後に他の選手の不正行為を見出した場合、異議を申し立てることが可能である。異議を申し立てる際は書面にて行う。

・不正を行なったと認定された選手は、たとえそれが無作為であっても、成績は取り消され、賞金・賞品は没収となり、その賞金は、本部に返納される。

・但し上記の場合、順位の繰上げとなる。また、作為的・計画的であったと認定される場合には、＜第19条＞に規定された強制退会の処分が課せられる。

【第 22 条：特例措置】

①以上が W.B.S.ルールであるが、本部が特に認めた場合にのみ、特例措置が与えられることがある。

これに関しては本部に申請し、指示を受けるものとする。

【第 23 条：ルールの変更】

①ルールは努力・学習・調査等によって定められたものであるが、トーナメントエリア及びトーナメント当日の状況等によっては、本部の要請で変更される場合がある。それらの決定は本部に一任される。

・法律、条例、異常気象等の理由で、トーナメントエリアや緊急のルール変更等が事前に行なわれる場合は、携帯電話のメール等機能を使用し、各選手に通知される。よって選手は、この機能を使えるよう各々で必ず準備し、そのアドレスを本部へ正確に伝

えておかなければならない。これを怠った場合の連絡不着等の異義に対して、本部は応じられない。

②組合せ発表から公式プラクティスの期間、ルールブックに記載のない点についての問い合わせや、それに関する即時対応と回答は、公平さに欠くため本部（事務局も同様）では行わない。

【第 24 条 代表の罷免・更迭】

①W.B.S.は選手会に代表の罷免・更迭に関する権利を認める。これには選手会の3分の2以上の賛成が必要である。

・代表が選手会の議決を経て罷免された場合、正式に次期代表が決定するまで事務局長を代表代行としてW.B.S.は運営される。

【ペナルティーと年間成績について】

①一部のペナルティーを除き、ペナルティーで課せられたウエイトは年間成績に反映される。

録とし、スコアに記録する。

②違反者の単日ウエイトがペナルティーよりも低かった場合、検量した実際のウエイトからペナルティーのウエイトを反映させマイナスウエイトの記

・一部のペナルティーとは、集合遅刻に関するペナルティーのことである。P2にある「第5条 集合・受付」の項にある通り。

【エリアとスポットについて】

●トーナメント禁止エリアは、利根川/新利根川/横利根川/与田浦/前川および、禁漁区、保護水面です。基本として、霞ヶ浦水系全てのエリアに関し水門が設置されている場合はこれを境目とし、くぐってはならないこととします。また、トーナメントでの活きイケスと小屋下を全面禁止とします。

各自のモラルに委ねられます。

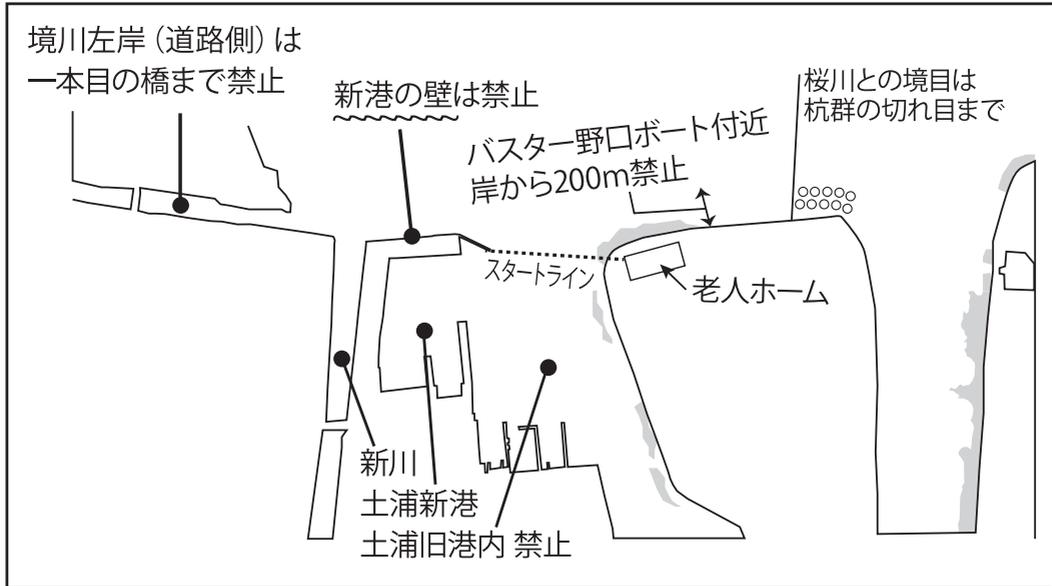
●霞ヶ浦、北浦共に通称「ジャカゴ」周辺は、指示のあるところ以外は可能。水生植物等への対応は、

●違反者を発見した場合、試合後では対応できない場合もあるので、その場で違反者に通告するか、不可能な場合は、すぐに本部に電話連絡し、本部から本人へ確認を取る方法で対処します。

●土浦新港スタートでは、前図で示す禁止エリア以外の霞ヶ浦全域がトーナメントエリアとなり、潮来

マリーナスタートのエリアは、北利根橋までとして霞ヶ浦本湖を除きます。

【土浦新港・周辺図】

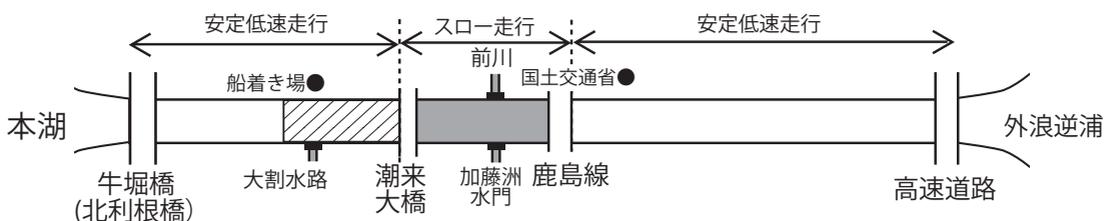


【北浦・常陸利根のルール】

- ・潮来マリーナスタートの北浦戦は、エリアを北利根橋までとする
- ・北浦山田ワンドの粗朶のみインサイドへの進入禁止
- ・北浦戦に関しスタート地点を禁止エリアとする
- ・各禁止・保護区域は禁止(白ポールをつないだ線内)
- ・白鳥ワンドは下から3つ目の漁港(含む)と岬を結んだ内側は禁止(沖の小屋も禁止)
- ・神宮橋(橋桁間の狭い橋のみ)はスロー走行
- ・息栖大橋から下流3つ目のサムライ水門までは安定低速走行
- ・閘門を操作することは禁止
- ・橋脚、護岸等の工事が行われている場合はこの周辺をデッドスロー・スロー走行区域とする場合がある

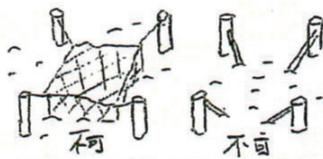
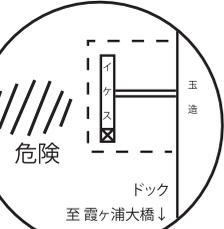
【流入河川等における走行規制】

- ・安定低速走行、およびスロー走行区間は原則として全て追い越し禁止。
- ・州の野原…安定低速走行、妙技水道…スロー走行。各流入河川は全面スロー走行。
- ・北利根川は安全低速走行。ただし潮来大橋～鹿島線鉄橋までスロー走行。※下図参照
- ・水路等、水門まわりでは水郷めぐりの舟に充分注意すること。



※スロー走行:プレーニング不可 ※安定低速走行:プレーニングを維持できる最低速度
大割水路から十二橋めぐりの船が出てくるため、部分の走行も注意が必要。

マップ内にある記述は、文頭に★があるものは禁止事項、その他は注意が必要な箇所を特記事項として掲載しています。



可) 誰が見ても壊れている。使われていない



閘門の操作等は禁止

【主なペナルティー】

失格	当日のトーナメントのスコアを無効とする。
集合遅刻	1分につき 100g 最大 10分 1000 g それ以上遅れた場合、遅れた時間分、スタート時刻を送らせる
帰着遅刻	1分につき 500 g、15分を超えると失格
ノンキーパー リミットオーバー	1尾ごとに 500g
デッドフィッシュ	1尾ごとに 500g 4尾以上は失格 課金ペナルティー 尾数に関わらず 1万円
他船での ウェイイン	500 g
走行規定違反	2000 g
無許可で公式プラに メンバー以外と乗船	2000 g
公式プラ時 日没後のマリーナ帰還	1000 g
スタート時の順番間違い・ 進路妨害	1000 g

ペナルティーとして課せられたウエイトは、年間のウエイトに反映される。
そのため、単日のウエイトがペナルティーよりも低いウエイトであった場合、マイナスウエイトの記録も記述する。

【オフィシャルスタッフの心得】

☆ W.B.S. 本部及びスタッフは、全ての参加選手に対し、別け隔てなく、公明正大でなくてはならない。

☆一部の選手に有利になる発言、行動等その全てを禁止とする。

☆トーナメント中は選手、ゲスト、ギャラリーに不快感を与えるような言動は慎まなければならない。



〒 300-0428

茨城県稲敷郡美浦村舟子 23

有限会社ワールドバスソサエティ

Tel.029-840-4680 Fax.029-840-4681
